

決議のポイント

- 持続可能な開発のため、日本国憲法の理念にも通ずる人間の安全保障の理念をいかし、SDGs及び2030アジェンダを実現していくために指導力を発揮すべき。その際、市民社会等と対等なパートナーシップに基づき、全国民の参加を促進し、説明責任と透明性の確保に取り組むべき
- 我が国も含む、世界の貧困削減のため、産業の振興、ジェンダー平等の実現、公平な社会の実現に資する税制や社会保障制度の構築など、国内外において必要な施策を講ずるべき
- 飢餓の削減と過剰な食料生産・消費の抑制のため、SDGsの趣旨に沿って、「足るを知る経済」、「少欲知足」型社会への転換を促す取組を進めるべき
- 平和憲法を有する我が国は、テロへの対応や紛争解決に引き続き非軍事的な貢献を行うほか、日本在住外国人についても多文化共生のために基本的人権に留意した措置を講じ、難民の受入れに関する国民的議論を進めるべき
- 「パリ協定」に基づく目標実現のため、自ら温室効果ガス排出量の削減に取り組むとともに、環境問題に関する知見と経験を世界に広めるほか、「太平洋環境共同体」の推進、気候変動の要因緩和と対策能力の抜本的な強化、再生可能エネルギーへの転換を図るために必要な措置を講ずるべき
- 「仙台防災枠組2015－2030」の目標実現に向けて努力すると同時に、東日本大震災、熊本地震からの復興に取り組むほか、防災において世界を牽引すべき
- 質の高いインフラ投資を進めるため、「環境社会配慮ガイドライン」の義務化に向けた取組を進めるほか、技術革新やグリーンインフラの重視により、我が国インフラの老朽化などへの対策を進めるとともに、我が国の教訓を踏まえた質の高いインフラ投資を働き掛けていくべき
- 国際保健分野について伊勢志摩サミットでも引き続き指導力を発揮し、特にユニバーサル・ヘルス・カバレッジ実現のため、現地との対話に基づく実効性ある制度の構築に向け建設的な提案を行うほか、感染症への早期対処システムとその基盤となる保健システムの強化に取り組む、同分野への投資を拡大すべき
- 「万人のための教育」実現に向け、脆弱な立場に置かれやすい人々に対し、包摂的で質の高い教育のための国際開発協力を行うほか、国内での教育を受ける権利の保障の取組強化に向け、教育への財政支出割合のOECD平均水準への引上げを目指すべき
- 少子高齢化への取組、認知症への医療面や地域での取組など、「地元の智慧」の好例を世界に向けて発信し、国際社会の課題解決に貢献していくべき
- TICADを通じてアフリカの人々のニーズを把握し、持続可能な開発に向け、誠実なパートナーとして支援を一層強化するほか、アフリカ連合による「アジェンダ2063」とTICADプロセスを調和させ、真の自立への支援を進めていくべき
- タックスヘイブンや腐敗、汚職に対し法制度整備や国際的監視体制、ガバナンスを強化し有効な開発資金の活用を図るほか、国際連帯税等の革新的資金調達メカニズム等の設立を促進すべき
- 2030アジェンダ実現に向けて、透明性確保のためにPDCAサイクルを実施し、国民参加の下で同アジェンダを推進する司令塔の設置、市民社会等とのパートナーシップの確保等に取り組むほか、本決議文をG7伊勢志摩サミットに十分に反映させるよう議論を主導すべき